

令和 2 年 7 月 7 日現在

機関番号：35408

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K02333

研究課題名（和文）清朝皇帝による「書文化政策」の実態と清代書文化の変容

研究課題名（英文）A Study of the Cultural Policies related to Calligraphy by Manchu Emperors and the Changes of Calligraphy Culture in the Qing Dynasty of China

研究代表者

増田 知之（Masuda, Tomoyuki）

安田女子大学・文学部・准教授

研究者番号：60559649

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、中国清代において、皇帝が推進した書文化政策により伝統的書文化がいかなる展開・変容を遂げたのか、その一端を明らかにしたものである。清朝最盛期を現出した乾隆帝は、祖父・康熙帝によって始められた書文化政策を引き継ぎ、さらに大規模に発展させた。その前提となる書蹟の蒐集活動により、民間において法書となる名蹟を払底させ、いわば「真空状態」を生み出した。そして、『偽絳帖』や「清華齋法帖店」による刊行事業に端的に見られるように、偽造されたホンモノが盛んに生産され流通したのである。このような法帖における偽による真の駆逐、偽の真への昇格という転倒現象は、のちの碑学勃興の要因のひとつとして位置づけられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「帖学」の衰退と「碑学」の勃興という清代における書文化変容の要因について、種類の先行研究が言及する観点に加え、清朝皇帝による「書文化政策」を今ひとつの重要な要素として明確に位置づけたことに、学術的意義が認められよう。書法史研究における、歴史的、また複層的視点による考察の重要性・有効性を強調しておきたい。なお、本研究の成果は、中国史の概説書（中西竜也・増田知之編著『よくわかる中国史』ミネルヴァ書房、2020年刊行予定）において、文化史の関連項目としてわかりやすい内容にまとめて一般に公開した。

研究成果の概要（英文）：This study aims to clarify the changes and development of traditional calligraphy culture by Manchu emperors' cultural policies related to calligraphy in the Qing dynasty of China. The Qianlong Emperor inherited the cultural policies of calligraphy started by the Kangxi Emperors, and promoted them on a large scale. The collection of calligraphic works by the Qianlong Emperor removed a great number of works which should be the model calligraphy from the public sphere. In other words, it formed a vacuum of calligraphy albums. As a result, a lot of "forged" authentic works spread widely; Wei Jiang Tie 偽絳帖 and the publication of many copybooks by Qinghuazhai Fatiedian 清華齋法帖店 were typical examples. In this way forgeries were taken as genuine and were valued as highly as authentic albums. This can be situated as one of the reasons for the emergence of new stele studies.

研究分野：東洋史学

キーワード：書法史 清代 皇帝 文化政策 法帖 偽刻法帖 碑学 帖学

1. 研究開始当初の背景

- (1) 清代書法史研究において、乾隆(1736~1795)・嘉慶(1796~1820)年間を境界として、その前後を大きくわけて概観することが一般的である。すなわち、前者は前代から引き継ぎ名蹟の摹本や法帖にもとづいて、二王(王羲之・王献之)を正統として仰ぐ伝統的な「帖学派」の時代、そして後者は当時隆盛を極めた考証学の一翼をになう金石学・文字学の影響によって、漢・魏から北朝にいたる碑刻の書法を典範とする「碑学派(北派)」の時代である。このような帖学から碑学へという清代書文化の変容・隆替について、これまでの諸研究はひとしく、翻刻を重ねることによって進む法帖の劣化や如上の金石学の隆盛を、その主たる要因として捉えてきた。
- (2) 研究代表者はさきに、清代における法帖刊行の変遷、とくに康熙帝による法帖刊行事業を中心として研究を進めた(若手研究(B)、2010~2012)。その成果の一端を示せば、清代において、明代には見られなかった皇帝自身による書に関する文化政策が増大し、その最盛期である康熙年間(1662~1722)から乾隆年間にかけて、下賜された膨大な御書が全国各地で刻石されるとともに、内府において数多くの法帖が刊行された。この背景に、書を尊崇した唐太宗・宋太宗の業績をつぎ、また清朝を明朝を受け継ぐ正統な王朝として位置づけようとする意図や、圧倒的多数の漢族(特に知識人層)に対し「仁政」を広め、文化的優位性を保持しようとする政治的意図、つまり書の政治的利用の痕跡が明確に看取し得ることを指摘した。
- (3) 内藤湖南(1866~1934)は、清代における碑学の勃興に関して、「……多数の唐代若くは六朝の真跡があったならば、支那人は何を苦しんで北派の粗拙なる字を学ぶべき」と、民間における真蹟の払底を鋭く指摘している。また、多くの法帖刊行に従事した銭泳(1759~1844)の『履園叢話』にも、当時民間で盛んに刊行される法帖について、刻入する書蹟が「書家」と称し得る人物のものであるか、また「法書」とすべきものであるかを一切問題とせず、ただ古人の書蹟というだけで法帖化した結果、伝統的法帖と乖離した代物が量産されている、という状況が報告される。

2. 研究の目的

1. で述べたような学術的背景をふまえ、研究代表者は、帖学の衰退と碑学の勃興という書文化変容の要因について、法帖の翻刻や金石学の隆盛といった従来の観点に加えて、皇帝による書に関する文化政策(「書文化政策」)をそのひとつとして明確に位置づけようと考えているにいたった。

そこで、康熙年間から乾隆年間において、清朝満洲族皇帝が圧倒的多数の漢族士大夫(知識人)層を接収すべく種々の文化政策を推進してゆく中で、中国の伝統的書文化がいかなる展開・変容を遂げたのか、その実態を解明することを主たる目的として研究を進めることにした。具体的には、まず(1)乾隆帝ら清朝皇帝によって推進された書文化政策の実態とはいかなるものであったのか、つぎに(2)(1)によって民間における書をとりまく文化的環境、特に法帖の刊行状況が一体いかなる変質を遂げたのか、という2点を基軸として検討を加えた。

3. 研究の方法

- (1) 清朝による中国支配が確立した康熙年間からその絶頂期とされる乾隆年間にかけて、内府所蔵の書蹟を集刻した法帖が多数刊行された。特に、乾隆帝はその治世中において、歴代の名蹟を集刻した最大規模の『三希堂石渠宝笈法帖』や、「法帖の祖」として書文化に甚大な影響を及ぼした『淳化閣帖』の重刻たる『欽定重刻淳化閣帖』など、じつに多種多様な法帖を刊行している。本研究ではまず、これまで研究代表者が行った康熙帝による法帖刊行事業の実態解明の成果をふまえて、乾隆年間における書文化政策の実態について、法帖刊行を中心として仔細な検討を加えた。
- (2) 絶大なる皇帝権力のもと推進された書文化政策によって、民間における書文化はいかなる変容を遂げたのであろうか。このような本研究におけるつぎなる課題、すなわち書文化政策と帖学衰退・碑学勃興という清代書文化の変容との関係について、清代書文化の象徴的存在とも看做し得る「偽刻法帖」を取り上げ、文献史料や実物資料の仔細な検討を通してより複層的視点から分析を試みた。

4. 研究成果

- (1) 乾隆帝による「書文化政策」に関する検討
まず、これまでの研究代表者による康熙帝の法帖刊行事業に関する研究成果をふまえ、『三希堂石渠宝笈法帖』など諸法帖の刊行を中心とした乾隆帝による書文化政策について調査・分析を行った。
清朝の最盛期を現出した乾隆帝は、祖父康熙帝の書文化政策をひき継ぎつつ、それをはるかに凌駕する規模で次々と文化事業を展開していった。まず、乾隆帝が刊行した法帖を列挙してみると、歴代の名蹟を集刻した『三希堂石渠宝笈法帖』32巻ならびにその補遺というべき『墨妙軒法帖』4巻、『淳化閣帖』を重刻した『欽定重刻淳化閣帖』10巻、天下の劇蹟たる「蘭亭序」を刻した『蘭亭八柱帖』8巻、また父・雍正帝の書蹟を刻した『四

宜堂法帖』8巻および『朗吟閣法帖』16巻、帝自らの書蹟を刻した『敬勝齋法帖』40巻、さらには臣下である張照(1691~1745)の書蹟を刻した『欽定天瓶齋法帖』10巻、汪由敦(1692~1758)の書蹟を刻した『欽定時晴齋法帖』10巻など、じつに多種多様な法帖が生み出された。いうまでもなく歴代皇帝中最多の刊行数を誇っており、民間を含めても、空前絶後の大刊行事業が展開されたのである。

『三希堂石渠宝笈法帖』(1747年奉勅)は、王羲之「快雪時晴帖」・王献之「中秋帖」・王珣「伯遠帖」の所謂「三希」をはじめとする内府所蔵の名蹟を集刻した巨帙の法帖である。帖中に刻入された論旨の中で、乾隆帝は「墨宝大観」たる本帖を「天下に公に」し、「書学の淵源を昭らかにして、以て臨池の模範を示す」のだと高らかに宣言している。また、刊行事業を主導した梁詩正らの跋文には、乾隆帝による「芸苑の鉅観、墨林の極軌」たる本帖刊行の快挙は、「唐宋を超越し」、「淳化閣帖」など同日に語ることはできないと述べており、たとえ臣下の阿諛の語であったとしても、中国書法史上に燦然と輝く唐宋両代を「超越」したとするのである。

このような意識は、のちの刊行事業において具現化されることになる。『淳化閣帖』は北宋太宗によって刊行され、「法帖の祖」として後世の書文化に甚大な影響を及ぼした法帖であるが、乾隆帝は「海内操觚の士」に恩恵を施すべくそれを重刻した(『欽定重刻淳化閣帖』1769年奉勅)。そのさい、『淳化閣帖』に関する古今の諸研究を考証して帖中の書蹟の訛誤を正し、釈文を加え(のち『欽定重刻淳化閣帖釈文』として刊行)さらには帖全体の排列を改めている。また、『蘭亭八柱帖』(1779年奉勅)は王羲之「蘭亭序」を3種刻入しているが、その底本はいずれも唐の虞世南・褚遂良・馮承素による臨摹本であり(ただし確証はない)つまり唐太宗の書文化政策によって生み出された優品が揃って刻入されたのである。まさに、乾隆帝は中華の伝統文化の粹たる書文化をすべて所有・支配したのであって、このような自負は、数々の名蹟に押された夥しい鑑蔵印(はなはだしきは文字の上にも押印)や所狭しと書き付けられた題跋の類にも、端的に認められる。

乾隆帝はさらに、内府に収蔵されている名画や法書を整理・記録した『石渠宝笈』初編44巻(1745年成書)および続編40巻(1793年成書)を刊行している(なお、三編は1816年成書)。本書には、各名蹟の法量・釈文・印記・題跋などあらゆる情報がすべて記録されており、明清時代を通じて民間においてもさかんに刊行された書画録の中でも、質量ともに他を圧倒している。

(2) 民間における書文化変容の実相解明に関する検討

すでに内藤湖南や銭泳が明確に述べているように、碑学勃興期において法書とすべき真蹟(名蹟)が減少し、それによって法帖もまた変質していった。その背景として、(1)で検討を加えた康熙から乾隆年間にかけての書文化政策による大規模な書蹟蒐集活動、すなわち民間から内府への書蹟の大量流入があったことは容易に想到し得る。実際、康熙年間においてすでに、臣下による進上や江寧織造を通じた江南地方での文物の接收活動が史料上より確認できる。本研究ではつぎなる課題として、清朝皇帝が推進した書文化政策によって、民間における書文化がいかに変容していったのかという問題について、偽刻法帖を取り上げて重点的に調査・分析を行った。

清代に入ると、純然たる偽刻法帖である『偽絳帖』が、日中問わず真本『絳帖』として流通するなど、偽刻法帖の盛んなる生産・流通、換言すれば、「偽」による「真」の駆逐、「偽」の「真」への昇格という書文化の転倒現象が民間において顕著に見られるようになる。その典型的存在が、蘇州の姚氏一族による一連の法帖刊行事業といえる。彼らは「清華齋法帖店」を営み(『履園叢話』)、『因宜堂法帖』(集帖)・『唐宋八大家法書』(集帖)・『晚香堂蘇帖』(蘇軾專帖)・『白雲居米帖』(米芾專帖)・『清華齋趙帖』(趙孟頫專帖)等の多様な法帖を3、4年という短期間のうちに集中的に刊行した。また、これら諸法帖は日本にも多く将来されており、その実質的の広がりを確認することができる。刻入された跋文等の史料によって刊行事業を仔細に検討してみると、主たる刊行者であった姚学経による法帖の刊行は、曾祖父・継韜や祖父・士斌からの継続的事業として位置づけられ、またそれが「孝」の観点から称揚されている。さらに、刻入された書蹟が、いずれも真蹟あるいはそれに準ずるものであることがことさらに強調されている点も重要である。むしろ、それらのほとんどは偽蹟であり、ここに真蹟を騙った偽蹟の横行という当時の書を取り巻く状況が示されている。つまり、(1)で分析した皇帝の書文化政策によって名蹟が払底した「真空状態」に、一挙に膨大な「偽造された真蹟」が流れ込んだとも解することができるのである。

(3) 研究成果の総括とその公開

清朝の最盛期を現出した乾隆帝は、祖父である康熙帝によって開始された書文化政策をひき継いで、『三希堂石渠宝笈法帖』や重刻『淳化閣帖』など諸法帖を刊行し、また大部の書画録『石渠宝笈』を編纂するなど、空前の規模の書文化政策を展開していった。と同時に、その前提となる書蹟の蒐集活動によって、民間から法書となるような名蹟を払底させ、いわばその「真空状態」を生み出したといえる。そしてそれによって、康熙年間に出現した『偽絳帖』や、蘇州姚氏一族の「清華齋法帖店」による一連の法帖刊行事業に見られるように、贋造されたホンモノが盛んに生産され、流通していくことになるのである。このような清代における法帖の変質、すなわち偽による真の駆逐、偽の真

への昇格という転倒現象は、清代後期における碑学の勃興・隆盛の要因のひとつとして明確に位置づけることができる。

また、本研究が示した如上の成果は、概説書（中西竜也・増田知之編著『よくわかる中国史』ミネルヴァ書房、2020年刊行予定）において、「清朝皇帝による「書文化政策」の諸相」（第10章第4節）としてまとめ、一般に公にした。さらに本書では、清朝皇帝による伝統的「帖学」の集大成への前段階として、南朝や唐・宋など歴代の諸皇帝による書文化政策についても叙述を加えた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 増田知之	4. 巻 28
2. 論文標題 中国書道史関連の研究動向（2016・2017年度）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書学書道史研究	6. 最初と最後の頁 85-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 増田知之	4. 巻 第3輯
2. 論文標題 東アジアにおける書文化比較研究の試み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 安田文芸論叢	6. 最初と最後の頁 81-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田誠一、増田知之、吉良史明	4. 巻 Vol.4
2. 論文標題 近世から近代にかけての短冊の諸相 文事・蒐集・影印の周辺	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公益財団法人日本習字教育財団学術研究助成成果論文集	6. 最初と最後の頁 7-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 増田知之	4. 巻 -
2. 論文標題 ケイトウの書法正統観念と王羲之 明代北方王羲之接受的情况	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 王羲之与二王学的構建（書法出版社）	6. 最初と最後の頁 224-236
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 増田知之
2. 発表標題 康熙-乾隆年間における法帖変容の一端 「偽刻法帖」をめぐる諸問題
3. 学会等名 平成30年度中国地区大学書道学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 増田知之
2. 発表標題 清朝皇帝による「書文化政策」の実態 康熙帝・乾隆帝を中心として
3. 学会等名 安田女子大学日本文学会平成29年度研究発表会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 増田知之
2. 発表標題 ケイトウの書法正統観念と王羲之 明代北方王羲之接受の情況
3. 学会等名 紹興論壇 源流・時代 以王羲之为中心的歴代法書と当前書法創作（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中西竜也、増田知之、井黒忍、石野一晴、岩尾一史、呉国聖、高嶋航、土口史記、箱田恵子、藤井律之、保科(佐藤)季子、藤本猛、水越知、宮紀子、宮原佳昭、毛利英介、望月直人、山崎岳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 -
3. 書名 よくわかる中国史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----